

## 四日市南警察署協議会議事録

令和4年度第1回四日市南警察署協議会	
<b>日時</b>	令和4年7月21日（木）午前10時～午前11時30分 四日市南警察署5階多目的ホール
<b>出席者</b>	<p><b>1 警察署協議会委員 12名</b> 上野山貴久委員、後藤敦子委員、多湖芳一委員、田中徹委員、中山円委員、野呂三紀子委員、長谷茂則委員、宮崎由太委員、山中博之委員、山本智佳委員、山本浩之委員、渡辺博史委員</p> <p><b>2 三重県公安委員会委員 1名</b></p> <p><b>3 警察署 14名</b> 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、地域課主幹、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
<b>傍聴者数</b>	無し
<b>公開・非公開の別</b>	公開
<b>議 事 概 要</b>	
<p><b>1 委嘱状交付</b></p> <p><b>2 公安委員会委員挨拶</b></p> <p><b>3 警察署長挨拶</b></p> <p><b>4 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介</b></p> <p><b>5 会長、副会長の選出</b> 警察署協議会委員の互選により、会長に渡辺委員を選出した。 会長が野呂委員、中山委員を副会長に指名した。</p> <p>(1) <b>渡辺会長挨拶</b> 「警察署協議会の趣旨に沿い、皆様にご協力を頂きながら進めていきたい。」旨挨拶した。</p> <p>(2) <b>野呂副会長挨拶</b> 「次世代が良き世代となることを切実に心から願う。この機会をいただき、自分の思いが少しでも届くように努めていきたい。」旨挨拶した。</p> <p>(3) <b>中山副会長挨拶</b> 「子供達が安全に過ごせるようなまちづくりを目指し、この警察署協議会を有意義な意見交換の場にしたい。」旨挨拶した。</p> <p><b>6 管内情勢</b></p> <p>(1) <b>特殊詐欺の現状と対策（生活安全課長）</b> 「昨年中、管内の刑法犯認知件数は減少傾向にあったが、本年に入り、増加傾向に転じている。特殊詐欺被害件数及び被害額については、高い数値で推移している。詐欺被害の約8割は固定電話が使用されていることから、被害防止対策として、留守番機能付き電話機の利用を推進している。また、高齢者宅を訪問し、留守番電話の設定及び自動</p>	

通話録音警告機の設置等の防犯指導を実施している。その他にも、「特殊詐欺撲滅の日」には、金融機関と協働した広報啓発活動、詐欺手口と被害防止対策を紹介したDVD資料「ダマされやんぞ！絶対！」を作成・配付するなど、被害防止に努めているほか、特殊詐欺被害防止に功労のあった金融機関及びコンビニエンスストアに対し、署長感謝状を贈呈している。」旨説明した。

(2) 交通事故情勢と道路交通法の改正（交通第一課長）

ア 交通事故情勢

「管内における本年上半期の総事故件数は、若干減少しているが、人身事故は微増となっている。交通事故の9割以上は、物件事故となっている。全体的には、昨年とほぼ同数で推移している。交通事故の類型別では、すれ違い時や車線変更時の車両との接触事故などが多い。交通事故を抑止するため、交通事故の分析結果を基に、交通指導取締りや街頭指導を強化するほか、地域住民の要望に沿った通学路等の安全対策などにも力を注いでいる。」旨説明した。

イ 道路交通法の改正

本年5月13日に改正された、「高齢者の運転免許更新時の手続き」及び「サポートカー限定免許制度」について説明した。

(3) 速度取締り指針（交通第二課長）

「速度取締り指針は、交通事故実態の分析結果を踏まえ重点的に速度取締りを行う路線、時間帯等を地域住民と共有するため三重県警察のホームページで公表するものである。本年度の速度取締り重点路線については、人身事故の発生状況等を踏まえ、国道1号、国道23号、国道477号の3路線を重点路線として、各種対策を実施する。重点路線以外についても、交通事故の発生状況等に基づき、各種交通指導取締りを行っていく。」旨説明した。

7 協議内容

(1) 自治会における交通・防犯の指導体制及び管内の防犯カメラの設置状況について

<委員> 自治会へ未加入の新築マンションなどがあり、その住民の子供達が地区の行事等に参加できず、事故防止や防犯について学ぶ機会が失われているため、自治会への加入について指導体制が必要ではないか。また、管内の防犯カメラの設置状況はどの程度か。

【署長】 自治会の加入は、一般論ではあるが任意の範囲になると思われる。自治会は警察の所管とは言えず、警察の権限に基づいて加入させるというのは非常に難しい。警察には警察安全相談という広く意見を聴くセクションもあるため、自治会から防犯指導の要望等を寄せるなど活用していただきたい。さらに、巡回連絡など協力をいただいた上で様々な要望をお聞きして解決を図るという方法もある。警察の防犯カメラは2種類あり、管内には街頭緊急警報装置を18基、街頭防犯カメラシステムを15基設置している。民間、自治会等の防犯カメラも相当数設置されている。

(2) 自転車に対する交通指導取締りについて

<委員> 今年から国が公表している自転車の交通事故マップに、四日市一番街商店街も表示されている。人と自転車の走行区分について、四日市一番街商店街の中に表示板設置を考えている。自転車に関する交通事故の発生状況を教えてほしい。イヤホンをして自転車で走行している子供が多いため、注意をして

いる。自転車を車両とっていない子供が多いと感じる。新型コロナウイルス感染症予防対策で電車通学から自転車通学に切り替えている子供も多いため、引き続き教育と指導取締りをお願いしたい。

**【交通第一課長】** 管内における自転車事故の発生数に顕著な増加傾向は見られない。中高校生に対する自転車事故については、安全な乗り方や、自転車は車両であるという啓発、登下校時における指導等を行っている。

(3) 繁華街対策について

<委員> 7月15日、諏訪地区の繁華街対策で、客引き防止対策活動を実施していただき、地域の住民、商店街から感謝しているなど大きな反響があった。今後の予定について伺いたい。

**【生活安全課長】** 客引きに限定せず、多目的な防犯活動として実施した。今後の予定は決まっていないが、今後も実施したい。

(4) 早朝における交通指導取締り及び自転車の走行区分について

<委員> 早朝、交通ルールを守らない人が多い。早朝の時間帯における指導をしていただきたい。自転車で歩道を走る人が多いことから、どのように広報すべきかと思っている。人と自転車の走行区分について教えてほしい。今後の広報に活かしたい。

**【交通第一課長】** 自転車は道路交通法で車両となるため、基本的には、道路の左側を通行することとなるが、自転車通行可の標識があれば、歩道も通行可能となるほか、高齢者と子供も自転車で歩道を通行することが可能となる。自転車は必ず車道を通行し、歩道を通行してはならないということではなく、車道通行が危険な場合等やむを得ない時は、自転車が歩道を通行できる。

**【交通第二課長】** 早朝や通学路における交通指導取締りを実施しており、今後も引き続き実施を予定している。

(5) コンビニエンスストアの駐車場で飲酒する車両に対する対応について

<委員> コンビニエンスストアの駐車場に停めた自動車の車内で飲酒している人を見掛けた際、直接注意するのは怖いが見て見ぬ振りも辛いという声を聞く。どのように対処すべきか。

**【交通第二課長】** 遠慮せず110番通報していただければ警察が対応する。通報時に、対象車両のナンバー等、特徴を教えてもらえば、一番近くをパトロールしている警察官が臨場するので遠慮なく通報していただきたい。

8 三重県公安委員会委員講評

9 署長謝辞

備	考
---	---